

公 示

契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊長 山口 護

企画競争について、下記のとおり公示する。

記

1 企画競争に付する事項

件名：クレジットカードの利用に関する請負

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和 07・08・09 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」でD等級以上格付けされている者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について、防衛省と契約を行おうとする者でないこと。（「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。）
- (6) 原則、現指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5項に示す企画競争に関する説明会に参加すること。
- (8) 本役務を効率かつ効果的に実施できる経験及び技術を有していること。

3 企画競争説明会への参加申し込みについて

企画競争説明会に参加を希望する者は、申込期限までに「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し及び別紙「企画競争説明会参加希望票」に必要事項を記載の上、提出すること（FAX又はメール可）

- (1) 申込先
〒862-0901 熊本県熊本市東区1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部
会計契約科 担当：関
電話：096-368-5111（内線 3575）
FAX：096-368-3579（直通）
メール：finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp
- (2) 申込期限
令和7年8月25日（月）13時30分

4 企画競争の参加条件

- (1) 年会費及びカード発行手数料が無料
- (2) 取扱カードブランドがVISA、Mastercard又はJCB

5 企画競争説明会

- (1) 開催日時
令和7年8月28日（木）15時から15時30分
- (2) 開催場所
熊本県熊本市東区1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 会議室
- (3) 説明事項
ア 業務内容の説明
イ 企画提案書の作成要領
ウ 企画競争の参加申込細部要領
エ その他質疑応答
- (4) 企画競争に係る審査事項
ア カード発行に要する期間
イ 誤請求への対応要領
ウ 不正使用された場合における補償

6 企画競争に参加した際の審査等

- (1) 企画提案書提出期限
令和7年9月17日（水）15時まで（提出先は、西部方面会計隊本部会計契約科）
- (2) 企画提案書審査会（プレゼン予定日：令和7年9月19日（金））開催の後決定
- (3) 審査結果通知日は令和7年9月25日（木）を予定

7 契約業者選定の条件

- (1) 種別が法人カード
- (2) 年会費が無料
- (3) カードの発行（入会）、再発行、退会等の手続きに要する手数料が無料
- (4) 決済方式が一括決済方式（振込方式）
- (5) 毎月月末で締切り、翌々月期限の支払い

- (6) 3月利用分は翌月20日までに請求書を受領できること。
- (7) カード決済利用ごとの支払いが可
- (8) インターネットサイト等を利用したクレジットカード決済により購入した商品等について未着・品違い・輸送中の破損等の事故が発生し、販売業者との間で紛議が生じた場合において、相当の理由があると認められる時には、販売業者に対する代金支払を保留可能
- (9) クレジットカード利用限度額は契担当等が示す月額利用限度額であり、利用限度額変更随時対応可能
- (10) キャッシング機能、ポイント機能、保険やその他のサービス特約の機能を除外可能
- (11) クレジットカード会社が提供するWEBでの実績等の確認サービスが利用可能

8 その他

不明事項等の問い合わせ先

- (1) 公示に関する事
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 会計契約科（上記「申込先」同じ）
- (2) クレジットカードの利用に関する請負に係る内容に関する事
陸上自衛隊西部方面会計隊本部総務科 大野
（電話096-368-5111（内線4662））

西会本公示第1号

件名：クレジットカードの利用に関する請負

企画競争説明会への参加を申し込みいたします。

令和 年 月 日

〒

住所：

会社名：

担当者名：

TEL：

FAX：

競争説明会参加者数

名

契 約 書 (案)

契約担当官 陸上自衛隊健康軍駐屯地西部方面会計隊長 山口 護 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、次の条項により、クレジットカード (以下「カード」という。)の使用に関する請負契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(使用目的)

第2条 乙は、甲が指定する者 (以下「使用者」という。)名義のカードを甲に発行し、貸与する。

なお、本契約に定める事項の他は、乙の定めるカード (法人一括型) 会員規約の定めに従うものとする。

2 甲が貸与を受けたカードについては、乙が指定するカード会社の決済システムを利用して日本国内において商品等の販売を行う事業者 (以下「加盟店」という。)への支払いに限り使用できるものとする。

3 甲は、カード使用により生じた加盟店の甲に対する債権を、乙が当該加盟店に立替払いすることを、あらかじめ承諾するものとする。

4 甲は、前項の債権額 (以下「カード利用金額」という。)を、乙に支払うものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約年月日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、契約金額は、乙が加盟店より債権譲渡された金額とする。

(契約保証金)

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

(カードの再発行)

第6条 カードの紛失・盗難、毀損、使用不能等の場合には、甲は乙に所定の届出をし、乙は甲に対してカードを無償にて再発行するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、業務の大部分又は全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により甲に協議し、承認を得た場合においては、この限りではない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又

はその他の目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(事情変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約金額の請求及び支払)

第10条 乙は、各月経過後、加盟店より債権譲渡された債権の支払を利用明細書を付して甲が指定する資金前渡官吏に請求するものとする。

2 前項の資金前渡官吏は、乙から適法コーポレートカード請求書を受理したときは、支払期限内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 乙は、前条に定める期間内に代金の支払を受けなかった場合には、支払期限到来の翌日から支払を受けた日までの日数に応じて、未支払代金に対する支払遅延利息（年2.5%）を甲に請求できるものとする。ただし、その金額が100円未満の場合は、支払遅延利息を払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の支払遅延の原因が甲の責に帰することのできない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、支払遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、自己の都合により、乙に対し、1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、第9条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は第12条の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は、第10条に定める甲が指定する資金前渡官吏に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第10条及び第11条の規定を準用するものとする。

2 第12条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償請求できるものとする。

- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損額の賠償を行うものとする。ただし、その損額の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。
- 4 乙は、この契約を履行するに当たり第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。
- 5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(加盟店と紛議が生じた場合の通知等)

- 第15条 甲は、カード決済により購入した商品等について、未着、品違い、員数不足、不良等の事故が発生し、加盟店との間で紛議が生じた場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。
- 2 乙は、前項の通知があった場合は、当該通知に基づき速やかに調査を行い、甲の主張に相当の理由があると認められたときは、当該加盟店への支払を留保するものとする。

(特約条項)

- 第16条 別紙第1「談合等の不正行為に関する特約条項」及び別紙第2「暴力団排除に関する特約条項」による。
- 2 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(紛争の解決)

- 第17条 甲及び乙は、この契約に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年〇〇月〇〇日

甲 契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊長 山口 護

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○

談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合であつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第6項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧票とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えて不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受認者を含む。）及び下請負

者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2甲の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。